

通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成 20 年諮問第 14 号>答申(案)に対する意見

平成 21 年 7 月 21 日
東京都千代田区西神田 3-2-1
社団法人電子情報技術産業協会
専務理事 半田 力

以下の通り、通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成 20 年諮問第 14 号>答申(案)に関して、今後検討が必要と思われる課題について意見を提出します。

また、別紙にて技術・産業分野から見た検討課題の具体例を示します。

なお、最終の 2 ページ分に意見要旨を添えてあります。

項目	意見
<p>1. 法体系見直しの必要性 (3)見直しに当たったの 3つの視点と5つの目的</p>	<p>デジタル技術の発展、通信・放送の融合・連携の進展に伴い、情報通信社会の構造は急速に変化しており、今後どのような新技術・新サービスが創出されるかを、あらかじめ正確に予測することは困難である。また、国際社会の中で我が国の競争力を強化していくことが重要である。</p> <p>したがって、オープン・イノベーション、経済原則の働くサービス・モデルの適用を可能とするような法体系の整備が望まれる。</p> <p>このような視点で今後検討が必要と思われる課題は、下記の通り。</p> <p>答申(案)1.(3)に「①同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の集約・大括り化」が目的として掲げられており、その早期実現を期待する。</p> <p>具体的には、通信・放送等のサービス提供形態や、有線・無線等のサービス伝送方法によらず、情報流通に果たす機能毎にできるだけ規制対象を大括りに捉えた上で、事業免許などの用途目的を柔軟に適用可能とする制度の導入を要望する。(事業免許等の類似サービスに対する包括的適用)</p> <p>答申(案)1.(3)に「②情報の自由な流通の促進」「③迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択肢を拡大する制度の整備」が目的として掲げられ</p>

	<p>ているが、その実現方法として、以下の制度整備が望まれる。</p> <p>事業免許等の二次利用：</p> <p>適切な免許条件の管理・遵守を前提として、他のサービス事業者の二次利用を促すような制度の導入を要望する。</p> <p>事業免許のモラトリアム制度(試行期間制度)：</p> <p>最新技術の導入、事業性検証、既存サービスとの整合性調整など、サービス開始時点では将来イメージの予測が困難なことがあり、当初の免許条件・規制範囲とサービス内容との不整合が発生する可能性がある。このような場合でも新技術・新サービスの創出を促すために、期限付きの試行免許の付与を行い、各種整合性を検証した上で正式な事業免許に移行するような制度の導入を要望する。</p>
<p><u>2. 伝送設備規律</u></p> <p>(1) 電波利用の柔軟化</p>	<p>電波利用の目的・区分、電波利用手続きについては、技術革新の促進、サービス利用目的の柔軟な設定や、多様な業種からの事業者の参入を促すような法体系の整備が望まれる。</p> <p>このような視点で今後検討が必要と思われる課題は、下記の通り。</p> <p>答申(案)2.の「(1)電波利用の柔軟化」については、具体的に以下の検討を要望する。</p> <p>電波利用の柔軟化に関して「グローバルマーケットの動向も踏まえ、我が国産業の国際競争力を強化する視点が重要である」とある。技術基準においても、他国に比して厳格な基準を設定することにより端末や局設備の製造コストの大幅な増加を招くことのないよう、グローバルな基準との整合をとることが適当である。</p> <p>電波利用目的の包括的適用【別紙－1項参照】：</p> <p>無線局免許の申請時における、利用目的の大括りと、免許後の利用目的変更を可能とする制度の整備が答申(案)に掲げられているが、その早期実現を期待する。</p> <p>例えば、主たる電波利用目的で運用する中で、一時的に周波数の未利用帯域が有る場合にそれを活用する制度が考えられる。</p> <p>電波二次利用制度【別紙－2項参照】：</p> <p>多様な事業者の参入を促すような市場メカニズムに基づく二次利用制度が望まれる。具体的なモデルとしては、管理権を保持した状態での電波使用权を付与するリース制度の導入が考えられる。(免許条件の遵守責任が管理権者にある場合、あるいは使用权者にある場合が考えられる。)</p>

<p>(2)②技術基準策定等の計画の作成・公表制度</p>	<p>また、二次利用制度のひとつとして短期的な無線局需要に対応する短期リースを可能とすれば、災害地域への適用や、地域の重要イベントへの適用などが容易になると考えられる。</p> <p>無線局免許のモラトリアム制度(試行期間制度)【別紙－3項参照】： 現在、無線技術および無線サービスの検証を目的とする実験無線局免許の制度があり、事業の先行開発において活用されている。これをさらに発展させ、サービス事業用の試行的な(試行期間条件付の)無線局免許を柔軟に付与し、相当の検証を経てから簡便な手続きによって正式な免許に移行するようなモラトリアム制度の導入を要望する。</p> <p>相当の検証とは、サービスに最適と考えられる技術基準の検証、既存サービスとの整合性の検証、後発的に導入される各種規制(コンテンツ関連の規制なども含む)との整合性の検証などであり、総合的に事業性や社会適合性を判断するための事後検証を行なうものである。</p> <p>「新しい技術の研究開発の動向及び電波利用のニーズについてもオープンな形で調査することとし、」とある。調査テーマ選定や、調査プロセスをオープンにすることについては賛同するが、調査結果の公表範囲については調査協力者への配慮が必要である。例えば、新技術の研究開発内容はメーカーの営業機密を含む場合があり、率直な意見を収集するためにも調査内容の開示可否を確認するべきである。</p>
<p>(2)④技術基準適合証明制度の見直し</p>	<p>答申(案)2.の「(2)④技術基準適合証明制度の見直し」については、具体的に以下の検討を要望する。</p> <p>技術基準の遵守を保証する仕組み【別紙－5項参照】： 端末機器などにおいては、数多くの技術基準適合モジュールから構成されるものがあり、個々のモジュール適合性が保証されれば、その総体としての端末機器も必然的に適合しているとみなせる。機器を組み合わせたシステムについても同様である。</p> <p>したがって、技術基準適合の認証、適合証明表示など、技術的にも運用面でも技術基準の遵守を保証する手段は、合理的かつ簡便な手続きとすることが望ましい。</p> <p>また、「イ 技適マークが付された無線設備について、製造・販売後に開発された機器・部品等の追加・交換を、技適マークの貼り替え等なしに行えるようにする。」とあるが、ソフトウェア無線の導入を視野に入れ、ソフトウェアの追加・交換も明示的に対象に加えることが望ましい。具体的には、以下のように記されることを要望する。</p>

<p>(3) 迅速な新サービス・新製品の導入の促進</p>	<p>「イ 技適マークが付された無線設備について、製造・販売後に開発された機器・部品・<u>ソフトウェア</u>等の追加・交換を、技適マークの貼り替え等なしに行えるようにする。」</p> <p>答申(案)2. の「(3) 迅速な新サービス・新製品の導入の促進」については、具体的に以下の検討を要望する。</p> <p>小電力無線局制度の拡充，規制緩和【別紙－4項参照】： 比較的狭いサービスエリアを対象とした電波利用手続きを簡略化する制度として，特定小電力無線局制度があり，また，電波が著しく微弱な無線局についても免許を要しない無線局とする制度がある。</p> <p>今後創出される電波産業においては，電波干渉・混信を合理的に回避可能とみなせる小電力無線局について，電波利用手続きを簡略化するような制度の適用範囲を拡大することを要望する。</p> <p>また，小電力無線局による情報サービスは影響範囲が狭まるため，マスメディア・サービス固有の各種規制を緩和することが望ましい。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (1)メディアサービス(仮称)の範囲</p>	<p>答申(案)においては、「メディアサービス」の範囲を従来の「放送」に止めるものとしているが，この考え方に賛同する。</p> <p>インターネットにおける様々な送信に対して，従来の放送への事前規制を適用することの適否は慎重に検討すべきであり，表現の自由の観点からも，過剰な事前規制にならないようにすべきと考える。</p>

1 電波利用目的の包括的適用

主たる電波利用目的で運用する中で、一時的に周波数の未利用帯域が有る場合にそれを活用する制度が望まれる技術。もしくは、電波利用目的の緩和・拡大が望まれる技術。

(1) UWB(Ultra Wide Band)

2008年から量産・普及開始。

現在は、実質屋内での利用に限定されているが、屋外での利用が望まれる。

国際的な利用動向から見ても、用途の拡大が望まれる。

4.2-4.8GHz帯の利用は時限措置であり、将来の干渉回避技術の難易度も高い。

6.0-7.25GHz帯の一時的な未利用帯域の活用を要望する。(放送 FPU などとの共存システム)

(2) 放送用周波数帯のコグニティブ無線による二次利用

端末が自律的にまたは無線ネットワークからの制御により、最適な無線アクセスパラメータを動的に設定し、放送用周波数帯の未利用周波数を利用することを要望する。

(3) 放送用周波数帯のワンセグ・コミュニティ放送利用

現在は地デジとワンセグ放送を同時に提供することが免許条件となっているが、ワンセグ放送の単独提供(コミュニティ放送)を行なう目的で、サービスのカバーエリアを限定した場合に見出すことが出来る放送用周波数帯の未利用周波数(個々の限定エリアによって異なる周波数)を活用することを要望する。

(4) 高速電力線通信(高速 PLC)

高速 PLC は商用電源線に微弱な高周波信号を重畳する有線通信であり、家庭内ネットワーク利用手段として期待される通信方式である。

さらなる高度利用に向けて、現在屋外の利用は不可となっているが、海外では利用可能であり、日本においても屋外での利用範囲の拡大が望まれる。

2 電波二次利用制度

周波数帯域の貸与(リースなど)によって、複数の事業者が電波を共用することが望まれる技術。

(1) コグニティブ無線機器による電波共用

端末が自律的にまたは無線ネットワークからの制御により、最適な無線アクセスパラメータを動的に設定し、複数の事業者間でも周波数を融通しあうような電波共用が望まれる。

具体的には以下のような用途に電波共用の需要があると考えられる。

- ・ 屋外無線アクセス(自治体等の地域無線、防災無線、セルラ通信及び BWA(Broadband

Wireless Access)のバックホール無線回線, 軍用無線, 集合住宅用無線, 企業内自営無線, 農業用無線, 等)

- ・ 基地局からのセルラ及び BWA アクセス(PC や携帯デバイスなど屋内外の端末への無線アクセス)
- ・ 屋外～屋内へのリレー型無線アクセス(基地局からリレー局までの無線回線, リレー局から PC, 携帯デバイスへの無線アクセス)
- ・ 屋内外での小電力無線アクセス(フェムトセルや無線 LAN アクセスポイントを含む小型基地局と端末間の無線アクセス)
- ・ 微弱無線による短距離無線通信(ワイヤレスマイク, センサ・ネットワーク, ワイヤレス・ヘッドセットなどのパーソナル機器)

(2) 放送用周波数帯のワンセグ・コミュニティ放送利用

災害報道, 地域イベントなどの短期需要を満たすための免許取得を簡素化する方法として, 事前申請した免許条件(利用エリア, 電波出力, 周波数帯など)を遵守する前提で, 置局を希望する複数の事業者が電波使用权の貸与を受けて一時的に電波利用を行なう電波共用が望まれる。

3 無線局免許のモラトリアム制度(試行期間制度), 段階的な電波利用制度の適用

新しいサービスを導入するに当たり, 長期に及ぶ法改正検討を行なう前に, 現状に即して柔軟に免許を付与することが望まれる技術。

研究開発, 事業検証の促進や, 海外向け機器開発のための電波利用など, 免許手続き簡素化が望まれる技術。

時限措置の延長等が望まれる技術。

(1) UWB(Ultra Wide Band)

4.2-4.8GHz 帯は時限措置として利用可能となっている。

現在は同帯域で干渉するサービスはない。時限措置の延長が期待される。

なお, 時限措置の延長については, 平成20年5月21日に総務省から発表された「電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る電波監理審議会への諮問及び意見募集」において'08 末までの時限措置を'10 末までの時限措置とするという諮問が出されており, このような時限措置延長は, 電波干渉回避技術開発を推進する一方で, 並行して, 多様な分野での活用を推進していく上で有効な措置となる。

(2) ワイヤレス IC カードシステム

13.56MHz 帯を利用したワイヤレス IC カードシステムは, 2001 年交通機関に導入され, 電子マネーサービスなどで普及中。

当時は 13.56MHz をデータ伝送に利用する規定がなく, 電波法令の改定が必要であり, 普及に相当の時間を要した。

その後 13.56MHz をデータ伝送に利用する規定は制定されたが, 電波法令の更なる改定の必要性

が求められ、普及拍車に対して更に時間を要した。

モラトリアム制度の適用がなされれば、より早期の技術導入、サービス導入が可能になったと考えられる。

(3) フェムトセル

宅内、施設内に携帯電話用基地局を設置するフェムトセルは、電波法上は屋外基地局と同等の個別免許扱いとなっており、無線局免許の運用者手続きが困難である。利用者設備として免許の付与を簡便化する方策の設定が望ましい。

なお、フェムトセルに関しては、電波監理審議会から電波法施行規則を一部改正する省令案(平成20年4月17日)を適当とする答申があり、主任無線従事者による監督なしでのフェムトセル簡易操作や、同一総合通信局の管轄区域内におけるフェムトセル一括申請ができるようになるなど、フェムトセル基地局の容易な導入に向けた制度整備が進んでいる。

(4) 無線 LAN 機器

海外の無線 LAN 機器に接続する機器を開発する際に、日本国内で接続検証を実施する場合は、電波発射を行なうために以下のいずれかの手続きが必要である。

- ・ 実験等試験局の免許を受ける。
- ・ 電波法に規定される技術基準適合証明等を受ける。
- ・ 新規に電気通信機器の相互承認(MRA)を受ける。

例えば、ヨーロッパ輸出向けに国内で開発された無線機器を検証するために、ヨーロッパ製無線ルータを日本に持ち込んで使いたいと考えた場合、日本の電波法では、ヨーロッパの無線認証を取得していても、必ず日本の無線認証を取得しなければならない。認証の取得は日本国内での審査、もしくはMRA締結国内での審査が必要である。

上記のような手続きは相応の時間を要するため、研究開発目的の無線 LAN 利用特例などにより、接続検証の簡便化を図ることを要望する。

具体的には、営利目的ではなく、研究・開発に使用するためにその国(A国)以外の特定の無線機器を輸入・使用する場合は、他国(B国)の無線認証を取得していれば、その国(A国)の無線認証を取得しないで使用してもよいような特例を要望する。

この認証取得には、製品の開発日程に大きな影響を及ぼすため、海外の認証機関にて認証取得された機器については、特定条件下において、国内認証手続きを省略し、免許不要局(技術基準適合機器)として使用可能とすることを要望する。

例えば、特定条件下とは、研究開発目的であること、海外で認証された技術基準が国内においても技術基準適合と見なせるような合理性が認められること、などが考えられる。

以上のような研究・開発目的の特例が整備され、迅速な接続検証ができれば研究開発競争力の向上につながる。

4 小電力無線局制度の拡充, 規制緩和

小電力無線局で認められている簡素な免許手続きの適用対象拡大が望まれる技術。

(1) ITS 無線通信システム

世界一安全な道路交通社会を実現する上で必須となるITS関連の無線通信技術開発は官民連携して進められているが、実験で無線局(実験基地局と実験移動局)を試験的に設置する場合、出力が小さいにもかかわらず、免許が必要となっている。ITS関連の実験では、実験基地局または実験移動局等の機器を複数の事業者が同時に運用することがあり、また実験評価を進めていく過程で新たな実験基地局や実験移動局を追加していくことが多く、無線局を設置するたびに免許が必要となり実験を実施する上で支障となっている。

ITS 関連の無線技術開発を行うために無線局を設置する場合は、特定実験局に関する規制(免許制)を緩和し、特に送信出力が 10mW 以下の無線局については、特定小電力無線と同等の扱いで実験基地局も実験移動局も開設可能とすることを要望する。

(2) 放送用周波数帯のワンセグ・コミュニティ放送利用

10mW 程度の小電力無線局により、直径 1km 程度の狭域エリアを対象とするプライベート・ワンセグ放送の提供が望まれる。

その際、サービスエリアが限定されることから、メディアの影響範囲も限定されると考えられるため、基幹放送の放送事業者に求められる各種規制が緩和されることを要望する。(あまねく受信、番組審査、災害報道、マスメディア集中排除原則など)

(3) 放送のデジタル化推進における家庭内の受信環境整備(ホーム・ギャップファイラーの導入)

地下街や山間辺地等の公共の場所における地上デジタル放送用のギャップファイラーについては、その設備が技術基準適合証明の対象となった。今後一層の受信環境整備が進むことが期待され、我が国の放送のデジタル化推進に向けた大きな進歩と言える。

一方、より完全なデジタル化を目指すには、家庭内における受信環境の整備も重要な視点である。家庭内での利用が進むワンセグへの対応(特に災害報道番組などのワンセグ受信)や、場所に依存しない小型テレビ等の視聴需要を満足するために、家庭内における再送信(ホーム・ギャップファイラー)の導入が望まれる。

現状、我が国ではホーム・ギャップファイラーは制度として実現されていないが、欧州ではすでに家庭内での携帯端末(DVB-H)受信を想定した小規模ギャップファイラーの技術基準(ETSI)案の策定が進められているところである。

ホーム・ギャップファイラーの実現に向け、具体的な検討が早期に進められることを期待する。

5 その他(技術基準)

新たに技術基準の策定が必要と考えられる技術。

機器認証の簡素化や、複合機能を持つ機器の認証の簡素化が望まれる技術。

・モバイル WiMAX

2.5GHz 帯広帯域移動無線アクセス技術。国際標準化が完了し、事業免許が交付され、2009 年頃からサービスが始まっている。

現行制度では認証手続きのステップが多い。

モバイル WiMAX 端末はメーカーブランドとして全世界に提供していくことが市場拡大のために必要であると考えられ、技術基準の遵守を保障するための手段として、現行の複数ある認証手続き(電波規格、通信設備規格、安全規格など各国毎に数種類)を、合理的かつ簡便な手続きとすることを要望する。

以上

意見要旨

平成 21 年 7 月 21 日

社団法人電子情報技術産業協会

項目	意見
<p><u>1. 法体系見直しの必要性</u> (3)見直しに当たっての3つの視点と5つの目的</p>	<p>情報通信社会の構造変化への対応と、国際競争力強化の観点から、オープン・イノベーション、経済原則の働くサービス・モデルが適用可能な法体系整備を要望する。</p> <p>情報流通に果たす機能毎にできるだけ規制対象を大括りに捉えた上で、事業免許などの用途目的を柔軟に適用可能とする制度の早期実現。</p> <p>事業免許等の二次利用 適切な免許条件の管理・遵守を前提に、他のサービス事業者の二次利用を促すような制度。</p> <p>事業免許のモトリアム制度(試行期間制度) 新技術・新サービス創出を促すため、期限付きの試行免許の付与を行い、各種整合性を検証した上で正式な事業免許に移行するような制度。</p>
<p><u>2. 伝送設備規律</u> (1)電波利用の柔軟化</p>	<p>電波利用の目的・区分、電波利用手続きについては、技術革新、サービス革新を促す法体系の整備を要望する。</p> <p>我が国産業の国際競争力を強化するために、技術基準においてもグローバルマーケットとの整合をとることが適当である。</p> <p>電波利用目的の包括的適用 無線局免許の申請時における利用目的の大括りと、免許後の利用目的変更を可能とする制度の早期実現。</p> <p>電波二次利用制度 市場メカニズムに基づく二次利用制度。例えば、管理権を保持した状態での電波使用权を付与するリース制度など。</p> <p>無線局免許のモトリアム制度(試行期間制度) サービス事業用の試行的な無線局免許を柔軟に付与し、相当の検証を経てから正式な免許に移行するモトリアム制度。</p>

(2)②技術基準策定等の計画の作成・公表制度	新技術の研究開発の動向調査は、メーカーの営業機密への配慮を行うべきである。
(2)④技術基準適合証明制度の見直し	<p>段階的な電波利用制度の適用 周波数帯, 電波利用地域, 電波出力などの免許条件の遵守が可能な制度から段階的に適用していくことが現実的。</p> <p>技適マークの貼り替えなしについて、「ソフトウェア無線」も明示的に記されるべきである。</p>
(3)迅速な新サービス・新製品の導入の促進	小電力無線局制度の拡充, 規制緩和 電波利用手続きを簡略化する小電力無線局制度の適用範囲拡大。
<u>4. コンテンツ規律</u> (1)メディアサービス(仮称)の範囲	インターネットにおける送信は、過剰な事前規制にならないようにすべきである。

以上